
登録有形文化財登録証

平成17年11月10日 登録

登録番号第26 - 0199号

衣笠会館 一棟

煉瓦造2階建、瓦葺、建築面積138㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成17年12月5日

文部科学大臣

小坂 憲次



所有者の氏名又は名称	財団法人衣笠会
所有者の住所	京都府京都市北区北野下白梅町29衣笠会館内
登録有形文化財の所在の場所	京都府京都市北区北野下白梅町29
交付又は再交付の年月日	平成17年12月5日

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならないことになっています。

1. 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
2. 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
3. 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。